

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

令和四年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

日時	場所
令和四年八月二十日（土） 午前十時から	一）平群町役場（生駒郡平群町吉新一―一―
令和四年八月二十日（土） 午後二時から	ミグランス橿原市役所分庁舎（橿原市内膳町一丁目一番六〇号）
令和四年八月二十一日（日） 午後二時から	御所市アザレアホール（御所市一三番地―）

令和四年八月二十日（土）の午前八時の時点で気象庁が生駒郡平群町に気象警報若しくは洪水警報又は気象特別警報を発表している場合、同日の正午の時点で気象庁が橿原市に気象警報若しくは洪水警報又は気象特別警報を発表している場合又は同月二十一日（日）の正午の時点で気象庁が御所市に気象警報若しくは洪水警報又は気象特別警報を発表している場合は、公聴会開催の日時及び場所を次のとおり変更します。

日時	場所
令和四年八月二十七日（土） 午前十時から	一）平群町役場（生駒郡平群町吉新一―一―
令和四年八月二十七日（土）	ミグランス橿原市役所分庁舎（橿原市内

午後二時から	膳町一丁目一番六〇号
令和四年八月二十八日(日) 午後二時から	御所市アザレアホール(御所市一三番地))

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1 変更案を作成しようとする都市計画区域

- (一) 都市計画区域の名称
大和都市計画区域
 - (二) 都市計画を変更しようとする土地の区域
橿原市、御所市、生駒郡平群町及び三郷町並びに磯城郡田原本町の各一部
- 2 都市計画の変更案について

現行の市街化区域の面積	変更案の市街化区域の面積
二〇、三六五・七 ha	二〇、三七六・五 ha

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室及び関係市町都市計画担当課において、令和四年七月二十五日(月)から同年八月八日(月)まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者(関係市町の住民その他の利害関係者に限りません。)は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通(別記様式参照)を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室(奈良市登大路町三〇番地)に令和四年八月九日(火)までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちか

ら知事が選定し、その旨を通知した者とします。

六 変更案に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室（電話〇七四二―二七―七五二〇）又は変更区域を所管する市町の都市計画担当課に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

令和 年 月 日

奈良県知事 荒井正吾様

住 所

氏 名

職 業

年 齢

電話番号

令和4年7月22日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

- 公述希望日（該当するものに○をつけてください。）
 - 令和4年8月20日（土）午前10時～（平群会場）
対象区域：生駒郡平群町及び三郷町
 - 令和4年8月20日（土）午後2時～（橿原会場）
対象区域：橿原市及び磯城郡田原本町
 - 令和4年8月21日（日）午後2時～（御所会場）
対象区域：御所市

- 公述する土地の区域
(地区)

- 意見の要旨及びその理由
別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。